五　土地所有者及び関係人等の意見提出
土地収用法第四十三条（土地収用法第四十七条の四第二項において準用する場合を含む。）の規定により、土地所有者及び関係人は右縦覧期間内に、損失の補償の決定によって権利を害されるおそれのある者は収用委員会の審理が終わるまでは、沖縄県収用委員会（郵便番号九〇〇―八五七〇　沖縄県那覇市泉崎一丁目二番二号）に意見書を提出することができる。
平成二十四年五月二日
防衛大臣　田中　直紀

伊江島補助飛行場の一部土地に関する裁決の申請等に関する公告

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号）第十四条の規定により適用される土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下単に「土地収用法」という。）第四十二条第一項及び土地収用法第四十七条の四第一項の規定により、沖縄県収用委員会から裁決申請書及びその添付書類並びに明渡裁決の申立てに係る書類の写しが送付されたので、土地収用法第四十二条第二項（土地収用法第四十七条の四第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき公告するとともに、当該書類の写しを縦覧に供する。

一　裁決の申請等があった旨について
沖縄防衛局長から沖縄県収用委員会に対して、土地収用法第三十九条第一項の規定による裁決の申請及び土地収用法第四十七条の二第三項の規定による明渡裁決の申立てがあった。

二　使用しようとする土地及び明渡裁決の申立てに係る土地の所在、地番及び地目

所在	地番	地目
沖縄県国頭郡伊江村字東江上ズマタ原	一六八二番	保安林
沖縄県国頭郡伊江村字東江上バンタ原	二二四〇番	保安林

三　縦覧場所
国頭郡伊江村字東江上七五番地　伊江村中央公民館

四　縦覧期間
平成二十四年五月二日から同月十六日まで

五　土地所有者及び関係人等の意見提出
土地収用法第四十三条（土地収用法第四十七条の四第二項において準用する場合を含む。）の規定により、土地所有者及び関係人は右縦覧期間内に、損失の補償の決定によって権利を害されるおそれのある者は収用委員会の審理が終わるまでは、沖縄県収用委員会（郵便番号九〇〇―八五七〇　沖縄県那覇市泉崎一丁目二番二号）に意見書を提出することができる。
平成二十四年五月二日
防衛大臣　田中　直紀

キャンプ・シュワブの一部土地に関する裁決の申請等に関する公告

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号）第十四条の規定により適用される土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下単に「土地収用法」という。）第四十二条第一項及び土地収用法第四十七条の四第一項の規定により、沖縄県収用委員会から裁決申請書及びその添付書類並びに明渡裁決の申立てに係る書類の写しが送付されたので、土地収用法第四十二条第二項（土地収用法第四十七条の四第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき公告するとともに、当該書類の写しを縦覧に供する。

一　裁決の申請等があった旨について
沖縄防衛局長から沖縄県収用委員会に対して、土地収用法第三十九条第一項の規定による裁決の申請及び土地収用法第四十七条の二第三項の規定による明渡裁決の申立てがあった。

二　使用しようとする土地及び明渡裁決の申立てに係る土地の所在、地番及び地目

所在	地番	地目
沖縄県名護市字辺野古思原	二六四番	田
沖縄県名護市字辺野古長崎原	四三六番	原野

三　縦覧場所
沖縄県名護市字辺野古一三四番一号　名護防衛事務所

四　縦覧期間
平成二十四年五月二日から同月十六日まで

五　土地所有者及び関係人等の意見提出
土地収用法第四十三条（土地収用法第四十七条の四第二項において準用する場合を含む。）の規定により、土地所有者及び関係人は右縦覧期間内に、損失の補償の決定によって権利を害されるおそれのある者は収用委員会の審理が終わるまでは、沖縄県収用委員会（郵便番号九〇〇―八五七〇　沖縄県那覇市泉崎一丁目二番二号）に意見書を提出することができる。
平成二十四年五月二日
防衛大臣　田中　直紀

キャンプ・ハンセンの一部土地に関する裁決の申請等に関する公告

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号）第十四条の規定により適用される土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下単に「土地収用法」という。）第四十二条第一項及び土地収用法第四十七条の四第一項の規定により、沖縄県収用委員会から裁決申請書及びその添付書類並びに明渡裁決の申立てに係る書類の写しが送付されたので、土地収用法第四十二条第二項（土地収用法第四十七条の四第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき公告するとともに、当該書類の写しを縦覧に供する。

一　裁決の申請等があった旨について
沖縄防衛局長から沖縄県収用委員会に対して、土地収用法第三十九条第一項の規定による裁決の申請及び土地収用法第四十七条の二第三項の規定による明渡裁決の申立てがあった。

二　使用しようとする土地及び明渡裁決の申立てに係る土地の所在、地番及び地目

所在	地番	地目
沖縄県国頭郡恩納村字喜瀬武原廻袋原	七〇五番一	山林
沖縄県国頭郡宜野座村字漢那城原	二二七六番八	宅地
沖縄県国頭郡金武町字金武長久保原	四四〇二番	畑
沖縄県国頭郡金武町字金武大堂原	四六九〇番	雑種地
沖縄県国頭郡金武町字金武伊那嘉原	六六九五番	原野
沖縄県国頭郡金武町字金武池久保原	六九六六番	宅地
沖縄県国頭郡金武町字金武喜瀬武原	九〇七七番一	田
沖縄県国頭郡金武町字金武喜瀬武原	九〇七七番三	田
沖縄県国頭郡金武町字金武喜瀬武原	九〇七七番四	田
沖縄県国頭郡金武町字金武喜瀬武原	九〇八〇番	田
沖縄県国頭郡金武町字伊芸加武川原	一九二七番	畑
沖縄県国頭郡金武町字伊芸加武川原	一九二八番	田

三　縦覧場所
沖縄県国頭郡恩納村字恩納二四五一番地　恩納村役場
沖縄県国頭郡宜野座村字宜野座二九六番地　宜野座村役場
沖縄県国頭郡金武町字伊芸七六番地一　沖縄防衛局金武出張所

四　縦覧期間
平成二十四年五月二日から同月十六日まで

五　土地所有者及び関係人等の意見提出
土地収用法第四十三条（土地収用法第四十七条の四第二項において準用する場合を含む。）の規定により、土地所有者及び関係人は右縦覧期間内に、損失の補償の決定によって権利を害されるおそれのある者は収用委員会の審理が終わるまでは、沖縄県収用委員会（郵便番号九〇〇―八五七〇　沖縄県那覇市泉崎一丁目二番二号）に意見書を提出することができる。
平成二十四年五月二日
防衛大臣　田中　直紀